

(6) 家庭児童対策

童の健やかな育成がますます重要となることを痛感し、今般、人口構造の新たな将来像が示された機会に今後のわが国の児童家庭福祉の基本的な方向に関し、次のとおり意見具申する。

今後のわが国児童家庭福祉の方向について

1. 年少人口は今後どうなるか

昭和56年11月の人口問題研究所の将来人口新推計によれば、ここ数年来低下を続けている出生数及び出生率は、さらに昭和60年頃まで低下し、その後上向き傾向となるが、出生率が人口規模を長期的に一定にする人口置換水準にまで回復するのは、遙か遠い将来の昭和100年頃と見込まれている。

このような出生率の低下に伴い、総人口の微増にもかかわらず、年少人口(0歳~14歳)の数は、今後更に減少することが見込まれ、昭和55年に2,755万人であったものが、昭和70年には約610万人減少し、2,141万人になると予想されている。また、総人口に占める構成割合は、年少人口が昭和55年に23.6%であったものが低下傾向をたどり昭和70年に17.1%となる反面、

4.16. 中央児童福祉審議会

今後のわが国児童家庭福祉の
方向について(意見具申)(56.12.18.)

今般、人口問題研究所より新たな人口推計が発表され、今後のわが国の長期にわたる人口構造が明らかとなった。

わが国に到来する今後の社会は、高齢化社会であると同時に児童の少ない社会であり、そこでの問題は老人問題であると同時に極めて重大な児童の問題でもある。

本審議会は、このような認識に立ってこれまでも児童福祉の各分野にわたって提言してきたが、次代を担う児

老年人口（65歳以上）は昭和55年に9.0%であったものが上昇傾向をたどり昭和70年には1.5倍の13.6%となり、遂には昭和84年において年少人口18.4%、老年人口18.7%と両者の比率が逆転するものと予想される。

2. 社会的にどのような影響を及ぼすか

年少人口が減少する反面、著しい人口高齢化が進行し、老年人口が年少人口を上回るような人口構造の変動は、日本の社会、経済のあり方に大きな影響を与えるものと考えねばならない。

例えば、年金や老人医療をはじめ高齢者の扶養負担は、今後一層加速し、社会に重くのしかかってくることはいうまでもないが、これまでの人口構造を前提として当然のように行われてきた企業や社会の仕組み（例えば、賃金体系、労働力の需給状況など）は基本的に見直されなければならないこととなる。

また、家族構成や地域社会における児童のあり方をはじめとして、社会の広い分野に様々な影響を及ぼすものと考えられる。

いずれにせよ、人口構造の変動の中で21世紀をめざして活力ある福祉社会を建設することが、われわれに課せられた課題である。

3. 今後どのように対応すべきか

（出生数減少の外的要因の軽減）以上のように子どもの数は今後減少するが、個々の家庭にとって出産をひかえさせ、ひいては社会全体として出生率を低下させている外的要因があるとすれば、それを軽減していくことが、家庭にとっても、社会にとっても重要である。もちろん、出生の問題は、夫婦の間でそれぞれの家庭において自主的に決める問題であるが、養育費や教育費の負担、居住環境等の外的要因に制約されている夫婦や家庭については、これらの要因を軽減するため、福祉施策、文教施策、住宅施策等各般の施策を積極的に推進していく必要がある。

また、高学歴化に伴う婦人の社会進出に対応しつつ、速やかに、育児休業制度の本格的導入を図ることが望ましい。

（家庭保健の重要性）次に、少ない子どもを健全に育てるために家庭保健の重要性を指摘したい。子どもを健やかに産み育てるためには、家庭と地域社会が協力して、子どもをはじめとする家族全員について、身体的のみならず、精神的、社会的健康を確保してい

うとする家庭保健の考え方が重要である。これを踏まえ、子どもの健康を、出生前から児童期、青年期を経て成人に育つまでの各段階を通じ、一貫した継続的健康管理システムにより確保していくべきであろう。

（子育てのもつ社会的意義）若い世代を中心に、家庭観や子ども観ないし子育て観は変化しつつある。それは、一面では子育てをめぐる様々な問題が若い夫婦に負担感をもたらし、不安な気持ちを抱かせるといったことによるものと思われる。したがって、地域においては、安心して子育てが行える保育機能の充実や育児相談機能の強化など、子育てのもつ社会的な意義を評価し、これに係わる施策に一層の配慮を行う必要がある。

さらに、子育てはその家族にとって、経済的にも精神的・身体的にも大きな負担をもたらす。現在の大人の世代の将来は、今の子どもが担うこととなるのであるから、子を持たない家庭と子育てをする家庭との間の社会的公平というものについても考えてみる必要がある。この意味で来たるべき高齢化社会の担い手となる子どもに対する配慮として児童手当制度の充実強化が図られるべきである。

（子どもの健全育成）子どもの健全育成にとって家庭の暖かいはぐくみが重要であることはもとより当然であるが、さらに、子どもは年齢の近い仲間との交わりを通じて成長していくものであり、一人っ子や適当な遊び仲間がないといった状態は好ましいことではない。したがって、地域における遊び場確保、子どもを交えた地域活動の育成等、子どもの健全育成の環境づくりに一層の配慮が必要である。

また、予想もできないような今後の情報化社会の進展は、子どもの世界にも大きな影響を与えるものと考えられるので、好ましくない影響を排しつつ、情報文化の進展に対応して、児童の健全育成に心がけていく必要がある。

（心身障害児対策の必要性）心身に障害を有する子どもについても、国際障害者年のテーマにもなっている「完全参加と平等」が実現されるよう、障害を早期に発見し、早期から障害の軽減、除去に努めるとともに、家庭や地域において社会の一員としての生活を営めるよう適切な対策を講じていく必要がある。

4. 終わりに

今後10年以上の間、児童の数が減少の一途をたどることが明らかであると指摘されている。したがって、

次代を担うべき児童を明るく、バイタリティに富み、思いやりに満ちた大人に育てていくことは、いかなる方策にも優先してわが国の今後の基本的方策として重視されるべきである。

当審議会としても、以上の認識を踏まえ、児童家庭福祉の具体的施策の樹立に向かって審議を続けていくつもりであるが、いずれにせよ、今後、家庭、地域社会、企業、行政は、それぞれの役割を果たしつつ、一層力を合わせてこれに取り組むことが強く求められる。家庭が子どもの成長の基本的な場として欠かせぬ

器であることはいうまでもないが、加えて、行政を含め社会においては、相互連帯と世代間扶養の精神に立って、将来のわが国の担い手である児童の健全育成を一体となってあらゆる面で配慮していくことが必要である。特に、児童手当制度については、このような考え方を具現するものとして昨年、当審議会は、長期的観点から根本的な改革の方向を提言したが、加速化する高齢化社会への対応策として児童手当制度の拡充を改めて要請する。